

「(一社) 日本集団精神療学会における学術活動の利益相反に関する指針」の細則

1 学会誌等での発表

- (1) 日本集団精神療学会（以下、本学会という。）の学会誌である、日本集団精神療学会誌（以下、学会誌という。） 、その他出版物で発表を行う全ての著者は、「集団精神療法及び各種集団を用いた治療的・教育的方法の理論とその応用に関する研究（以下、集団精神療法に関する研究という。）に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体」と経済的な関係（「一般社団法人日本集団精神療学会における学術活動の利益相反に関する指針」の「4 申告すべき事項」に定められている8項目）について、当該発表内容に関わる利益相反（conflict of interest : COI、以下COI）状態を、投稿時に、各投稿規程に基づいて「利益相反」の欄を設けて記載するとともに、各規程に定める様式により、COI 状態を明らかにしなければならない。
- (2) (1)に定める「集団精神療法に関する研究に関連する企業・法人組織や営利を目的とした団体」とは、当該の研究に関し次のような関係をもった企業、組織や団体とする。
 - ① 当該研究を依頼し、または共同で行った関係（有償無償を問わない。）
 - ② 当該研究で評価される療法、機器等に関連して特許権等の権利を共有している関係
 - ③ 当該研究で使用される機材等は無償もしくは特に有利な価格で提供している関係
 - ④ 当該研究に対して研究助成・寄付等をしている関係
 - ⑤ 当該研究で未承認の医療器機等を提供している関係
- (3) 自己申告する COI 状態は「COI 自己申告書（学会誌等用）」（様式1）に従い、本会事務局及び編集委員会に申告する。

2 COI 自己申告の基準について

以下の各号に開示すべき事項および自己申告が必要な金額を次のように定める。

- (1) 企業・法人組織、営利を目的とする団体の役員、顧問職については、一つの企業・団体からの報酬が年間 100 万円以上の場合。
- (2) 株の保有については、一つの企業からの年間利益(配当、売却額の総和) が 100 万円以上、あるいは当該全株式の 5%以上を所有する場合。
- (3) 企業・法人組織や営利を目的とした団体からの特許権の使用料が 100 万円以上の場合。
- (4) 企業・法人組織や営利を目的とした団体から、講演料等で、一つの企業・団体からの合計が年間 50 万円以上の場合。
- (5) 企業・法人組織や営利を目的とする団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料が 100 万円以上の場合。
- (6) 企業、法人組織や営利を目的とした団体が提供する研究費については、一つの研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。奨学寄付金（奨励寄付金）については、一つの企業・団体から一名の研究代表者に支払われた総額が年間 200 万円以上の場合。
- (7) 企業、法人組織や団体が提供する寄附講座に所属している場合。
- (8) その他の報酬（研究とは無関係な旅行、贈答品等）については、一つの企業・法人組織・団体からの合計が年間 10 万円以上の場合。

3 本会学術大会等での発表者等の COI 自己申告

- (1) 本会の学術大会、関連研修会、市民公開講座等で発表・講演を行う筆頭演者・講演者は、当該演題発表等に関して、本細則 1「本会誌等での発表」の(2)に規定された「企業、組織や団体」と経済的な関係について、演題登録時等に、研究実施に関わる COI 状態を明らかにしなければならない。さらに発表スライドの最初、あるいはポスターの最後に本会で示す「スライド等 COI 開示例」になら開示する。また、COI 状態に「有る」場合は「COI 自己申告書(学術大会発表者等用)」(様式 2)を届けなければならない。
- (2) 自己申告する COI 状態は「COI 自己申告書(学術大会発表者等用)」(様式 2)に従い、本会事務局に申告する。

4 本会役員、学術集会会長、各種委員会等委員等の COI 自己申告

- (1) 本会の理事長、副理事長、理事、監事、学術大会長、各種委員会等の委員は、就任時ならびに就任後は毎年 COI 状態について「COI 自己申告書(本会役員等用)」(様式 3)を自己申告しなければならない。また、新たな COI 状態が発生した場合も、すみやかに自己申告する。これらの者が行う COI の自己申告は、本会が行う事業に関連する企業・法人組織、営利を目的とする団体に関わるものに限る。
- (2) 自己申告する COI 状態は「COI 自己申告書(本会役員等用)」(様式 3)に従い、本会事務局に申告する。

5 COI 自己申告書の管理

本細則に基づいて学会に提出された COI 自己申告書は、本会事務局において理事長の監督の下、個人情報として 2 年間厳重に保管され、原則的に部外秘とする。保管期間を経過した後は、理事長の監督下において速やかに削除・廃棄される。ただし、削除・廃棄することが適当でないと理事会が認めた場合には、必要な期間を定めて削除・廃棄を保留できるものとする。

COI 自己申告書は、本指針に定められた事項を処理するために、理事会および事務局が随時利用できるものとする。

6 申告者の COI 状態の開示および公開

当該申告者の COI 状態について、疑義もしくは社会的・道義的問題が生じた場合には、事務局や理事会の協議を経て、必要な事項について本会内部に開示あるいは社会へ公表するものとする。

7 不服申し立て

「日本集団精神療法学会における学術活動の利益相反に関する指針」の「7 指針違反者への措置と説明責任」の「(2) 不服の申し立て」のとおり、被措置者は措置内容に不服がある時は、措置に関する通知があった 30 日以内に本人が理事長あてに不服申し立てを請求することができる。

8 改正

本細則は、理事会の決議により改正することができる。

附則

本細則は、2018 年 1 月 1 日より施行する。